

薬物(ドラッグ)の危険性について

最近、若い人の間で薬物(ドラッグ)の乱用が広がっています。

「一度くらいなら」と安易に手を出すと、依存症に陥り、自らの心と体が蝕まれるのみならず、家族や友人を失望させる結果となり、さらには、大学生活にも大きな悪影響を与えることとなります。一度の使用でも乱用と呼ばれています。

学生の皆さんは、薬物(ドラッグ)の恐ろしさを再認識し、そうした誘惑に負けない理性と勇気をもってください。

乱用される薬物

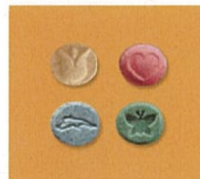
覚せい剤
(エス・スピード)



大麻
(ハッピー、チョコ)



MDMA
(エクスタシー、バツ)

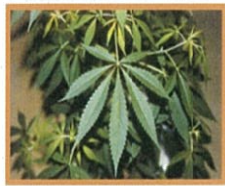


違法ドラッグ
(脱法・合法ドラッグ)



* ()内は偽名や俗称

大麻(マリファナ)について



大麻



大麻タバコ



大麻樹脂

大麻は、WHO(世界保健機関)の報告書(注)によると、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか、使用を止めても依存性が残るなどとされています。

(注)“Cannabis :a health perspective and research agenda”(1997)Programme on Substance Abuse (WHO)

大麻を乱用するとどのような害があるのですか。

大麻を乱用すると感覚が異常になり、「大麻精神病」といわれる幻覚や妄想、興奮状態などの精神異常が起こったり、行動がおかしくなり、普通の交友関係ができなくなります。また、「無動機症候群」といって、物事に無関心になり、まるで人が変わったように見えたり、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態になります。さらに、学力や運動能力の低下、生殖器官に異常が起こることもあります。(大阪府ポスターより)

大麻やその他の薬物は、乱用や売買はもちろんのこと、所持するだけでも違法です。

甘い言葉や誤った情報に左右されることなく、きっぱりと拒否する強い意志を持ちましょう。

薬物に関する相談窓口

大学内 : 学生センター(学生部学生・キャリア支援課) 06-6879-7092

外部機関: 大阪府健康医療部薬務課 06-6941-9078

大阪府こころの健康総合センター 06-6607-8814